

個人利用者に対する貸出期間延長、再貸出取扱要領

この要領は、境港市民図書館が個人利用者に対して貸出している資料の貸出期間の延長、または再貸出しするにあたっての必要な事項を定めることを目的とする。

- 1 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。
 - (1) 貸出期間延長：職員による貸出資料現物の確認がなく、利用者からの電話や口頭での申し出により貸出期間を延長すること。なお、カウンターに資料を持参したうえで貸出期間延長を希望する利用者に対しては、一度資料を返却した上で改めて貸し出すものとする。
 - (2) 再貸出：カウンターにおいて、一度返却された資料を再度同一利用者に対して貸し出すこと。
- 2 貸出期間延長により、延長することのできる期間は、申し出日から2週間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず以下の場合、貸出期間延長はできない。
 - (1) 貸出期間の延長を希望する資料に、他の利用者から予約申込みがされている場合
 - (2) 既に貸出期間の延長手続をしている場合
 - (3) 1ヵ月以上延滞している場合
- 4 カウンターにおいて、一度返却された資料は他の利用者からの予約申込みがされていない場合、同一利用者に対して再貸出することができる。再貸出できる回数には制限を定めない。

附則

この取扱要領は、令和4年1月25日から施行する。